平成２６年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬安勝町22番12号
債務者　岩崎　政美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１５０号
千葉県東金市南上宿12番地３　カーサ壱番館107
債務者　水越富美恵（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
長野市大字北堀871番地１
債務者　藤木　宏隆
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字大浜86番地１
債務者　前元　尚子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第１２５号
福島県郡山市台新２丁目10番16号　小林アパート１Ｆ西
債務者　鈴木　義弥
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福井県敦賀市市野々１丁目21－３－20　ＭＧコーポ102、住民票上の住所福井県敦賀市野神40号199番地の２
債務者　合田　年秀
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第６１号
福井県敦賀市松島町２丁目７番９号
債務者　石田　直茂
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３２３号
茨城県水戸市見和２丁目229番地の12　サンクレイドル水戸リアマーレ803号
債務者　鹿志村　龍
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５２号
茨城県水戸市見川町2581番地の４　市営緑岡第二住宅３棟302号
債務者　荻沼　敬一
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３６４号
茨城県鉾田市汲上16番地２、住民票上の住所茨城県鉾田市汲上1836番地１
債務者　内藤みゆき
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８７号
茨城県水戸市緑町３丁目９番35号　愛友園
債務者　佐川　正子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８８号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の228
債務者　石崎　　猛
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８９号
茨城県水戸市酒門町4229番地の23
債務者　海老沢真由美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９１号
茨城県水戸市白梅３－３－25　ホーユウコンフォルト水戸白梅409号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字高野2428番地の101　柏野団地５－２－３
債務者　舟橋　智之
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５５号
さいたま市西区大字飯田356番地２　ルミエールⅠ102号
債務者　高橋　栄子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８０号
埼玉県久喜市桜田４丁目１番10－308
債務者　川崎　恭代
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３１号
さいたま市見沼区大字御蔵1432番地118　みくらコーポＡ23号
債務者　岩佐　セツ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係